

の詳細な内容について 点についてお伺いします。 説明会が開催されました。 寄七つ星カフェ等で事業 執行されましたが、過日! 獣被害等実態調査業務を 金で、寄ドッグランのリ ベーション並びに有害 内容について、次の2

国の地方創生関連交付 ドッグラン整備事業



玉

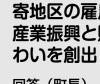
補助事業について問う

質問者 秀孝

等について れからの課題の取り組み 査の成果を基にした、こ 議員

寄地区の雇用・ 産業振興と賑 わいを創出

回答(町長)



(1)

賑わいの創出(YH>事 とし、寄地区全体の雇用 万1千円を充て、 生加速化交付金を活用し、 創出や産業振興を通じた 総額6544万8千円の 業を実施した。 を行うため、 ード事業に3219 寄ドッグランを起点 ドッグ 地方創 策定、 を図っていく。  $\mathcal{O}$ 実施、 瀬

後継者対策、 害獣捕獲による実態調査 名称改称とロゴの作成、 性の検討など、町と農 現況調査と修繕計画 ハンター育成に向けた 、財育成等を実施した。 農地の被害状況や有 ジビエとしての事 農家等と連携強化 捕獲担い手不足 猟友会、 広域防護柵

ドッグラン等で実施する 事業内容の協議・検討、 講座や教室の開催、 推進協議会を立ち上げて 万7千円を充て、YH> 七つ星ドッグラン」へ J館のデッキを整備した。 ース等の整備、やまび ソフト事業に3325

般質問は、質問者本人の原稿を尊重し編集しています。

ッグプールの整備、 ランの芝生の張り替え、 食事スペース、男女トイ 屋根付のドッグラン )星カフェの厨房施設、 基の新設をした。 ー棟の改修とブロワー のリニューアル、 オープンカフェス 受付

## 薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感 染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法 律第2号。以下「救済法」という。)が、平成20年1月11日に参議院本会議の 全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しよ うとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2278人(厚労省発表平成 29年4月末時点)が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィ ブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上(企業推計、ただし、 1980年代以降)と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないま まとなっている。

厚生労働省は、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カル テ等の調査が実施されていない医療機関がまだ多く存在する。また、現実にカ ルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、 救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了で きる見込みは立っていない。

救済法前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染 被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」 との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の救済期限については、この法律 の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が 加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長す べきである。

また、症状悪化の場合の請求期限の撤廃(救済法第7条、同第9条)について も、救済法の対象とすべきである。

よって、国におかれては、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安 心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成29年9月20日

神奈川県足柄上郡松田町議会

衆議院議長·参議院議長 殿 内閣総理大臣:厚生労働大臣

陳情第2号

## 産業厚生常任委員会報告書 (抜粋)

参事兼町民課長、子育て健康課 長及び担当職員出席のもと、薬害 肝炎の実態や意見を聞き、意見書 を提出する必要性について審査し ました。

審査の結果、平成21年に肝炎 対策のための基本法の制定を求め る意見書を当町としても提出して いること及び特定フィブリノゲン 製剤等によるC型肝炎感染者数は 1万人以上と推定されており、ま だ多くの被害者が救済されないま まになっています。厚生労働省で は、各医療機関に残存するカルテ 等の調査を促しているが、救済法 の請求期限である平成30年1月 15日までに調査及び請求を完了 できる見込みが立っていません。

人道的観点から「薬害肝炎救済 法の延長を求める意見書」の採択 を求める陳情を採択すべきものと 判断しました。